

国民健康保険税率改定による法定外繰入金の推計

1. 前提条件

- ①基本は、令和 2 年度当初予算額をベースに被保険者数の伸び率を勘案した。
- ②国保事業費納付金の激変緩和措置額については、平成 30 年度の 2 億 5 千万円から令和 5 年度まで毎年 4 千万円ずつ減額されると仮定し、医療費等の伸び率は、毎年 1 人当たり 1.5% 増と想定した。
- ③人口推計については、令和 6 年度まで示されているので、令和 7 年度以降は同じ人数とした。
- ④1 人当たり保険税額については、令和元年度決算数値に各年度 4 % を乗じ算出している。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による、個人収入の減少については見込んでいない。

2. 指針に基づく改定(4%増)を行った場合と令和 3 年度改定を見送った場合の保険税収入

(千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
指針に基づく改定	2,965,902	2,989,133	3,008,759	8,963,794
改定見送り	2,851,829	2,874,166	2,893,037	8,619,032
差 額	▲114,073	▲114,967	▲115,722	▲344,762

3. 指針に基づく改定(4%増)を行った場合と令和 3 年度改定を見送った場合の法定外繰入

(千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
指針に基づく改定	913,467	905,890	861,546	2,680,903
改定見送り	1,048,343	1,041,823	998,371	3,088,537
差 額	134,876	135,933	136,825	407,634

4. 財政健全化計画(解消すべき赤字額)との整合性

(千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
財政健全化	929, 202	992, 263	953, 253	907, 206	857, 092	805, 384
指針の改定	654, 001	734, 245	763, 703	756, 126	711, 782	704, 846
改定見送り	—	—	898, 579	892, 059	848, 607	844, 184

※財政健全化計画策定時と比較し、解消すべき赤字繰入額は令和 5 年度まではいずれも下回る。